

お客様各位



残高 1 万円未満の預金口座解約手続きの簡素化（印鑑不要取引）について

平素より協栄信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合は、手続きの簡素化によるお客様の利便性向上のため、個人および個人事業主のお客様を対象に、預金残高 1 万円未満の預金口座解約手続きにおいて、通帳および運転免許証等の顔写真付き本人確認書類をご提示いただくことで、お届け印鑑の押印を不要とし、預金者ご本人さまの署名のみで手続きを可能とする取扱いを開始します。

当組合では、今後もお客様の利便性向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

記

残高 1 万円未満の預金口座解約手続き簡素化の概要

取扱開始日	● 令和 4 年 8 月 1 日（月）より
対象となる方	● 個人および個人事業主のお客さま ※預金者ご本人さまがお手続きされる場合に限りです。 ※未成年者名義の預金口座は、親権者さまの同伴を必須とします。
対象となる口座	● 残高 1 万円未満の普通預金口座（総合口座・無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金口座、納税準備預金口座 ※令和 4 年 7 月 31 日以前に開設された口座も対象となります。
ご提示いただくもの	● 通帳、キャッシュカード（カードが発行されている場合のみ） ● 顔写真付きの公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ※未成年者名義の預金口座の場合は、親権者さまの顔写真付き公的本人確認書類および預金者さまの公的本人確認書類（健康保険証等）をご提示いただきます。
対象としない口座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座残高が 1 万円以上ある口座 ・ 定期預金残高が 1 円以上ある総合口座 ・ お借入の返済用口座（カードローン契約含む） ・ 相続対象口座、差押対象口座 ・ 教育資金一括贈与口座 ・ 後見制度支援預金口座 等
受付方法	口座開設店の店頭窓口

以上